

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年7月11日

広島市長

提出者

住所 広島市中区舟入幸町14番11号

氏名 地方独立行政法人広島市立病院機構
広島市立舟入市民病院
病院長 高蓋 寿朗

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-232-6195

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院
事業場の所在地	広島市中区舟入幸町14番11号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数：156床
③従業員数	299人（内非常勤及び臨時職員数 60人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図2のとおり。

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度 (2022 年度)実績量
 計画：今年度 (2023 年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	85.071	85.071									85.071	85.071	0	85.071						
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物																				
指定下水汚泥																				
砥さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	85.071	85.071	0	0	0	0	0	0	0	0	85.071	85.071	0	85.071	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別図1のとおり

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性廃棄物は専用容器にて廃棄しており、非感染性廃棄物が混在しないように周知することにより感染性廃棄物の抑制を努めている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引続き、廃棄物発生量の抑制に努める。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性医療廃棄物は、バイオハザードマークが貼付された専用容器に収納されている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし。</p>

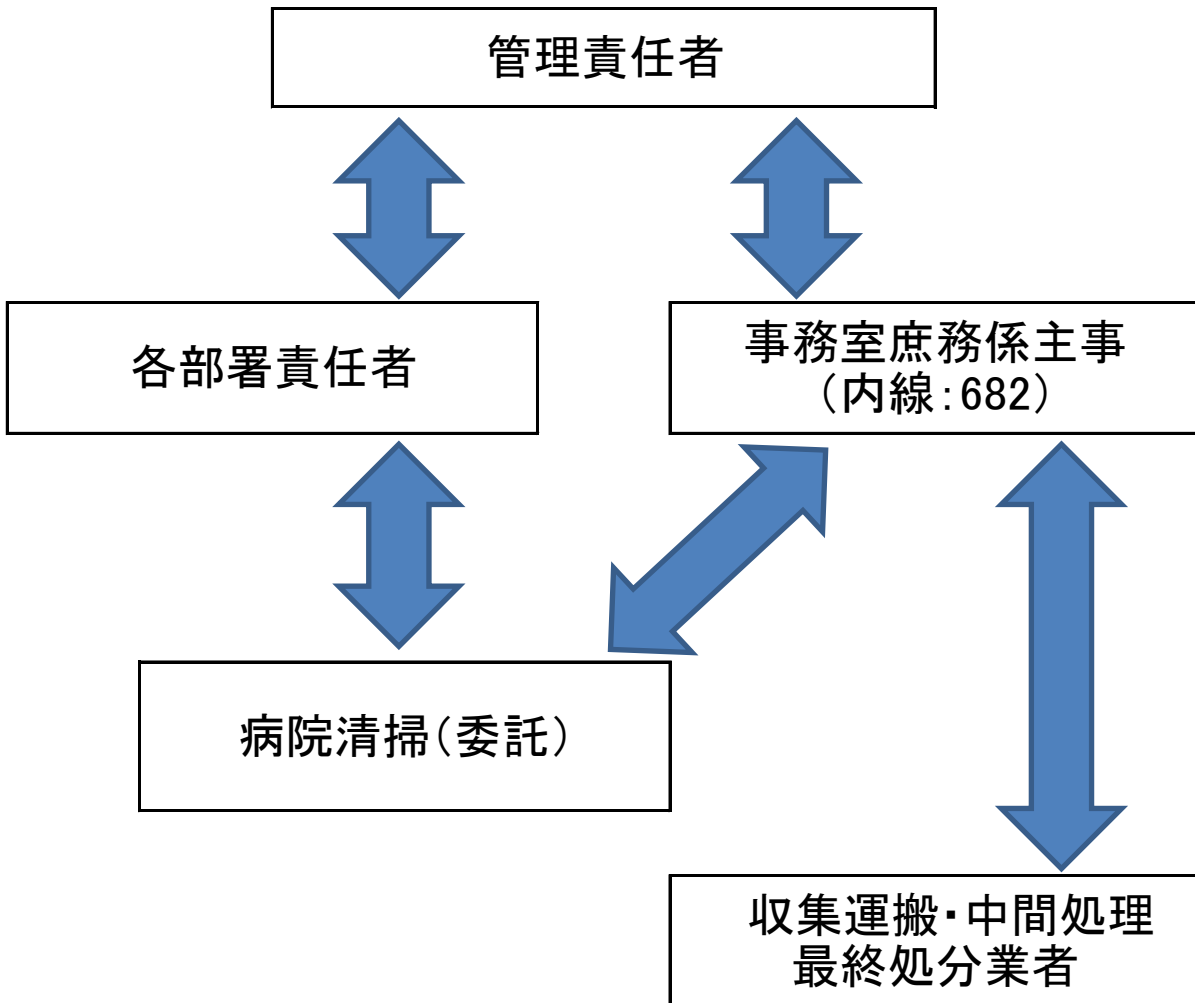
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性医療廃棄物は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の許可を得ている事業者へ委託し、処理している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p style="text-align: center;">85.071 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>電子マニフェストによる報告を今後も継続する。</p>

別図1



別図2

